

「18歳で成人！かっこい消費者になるために」 消費者啓発の標語を募集します！

令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられてから2年が経ちました。全国の消費生活センターなどに18歳、19歳から寄せられた相談が、多く寄せられています。このように、成年年齢の引き下げにより、「未成年者取消権」のなくなった成年直後の18歳～19歳は悪質商法の標的になる可能性が高くなります！

岐阜県では、高校生等の皆さんに、消費生活について自ら考え、学んでいただけるよう、消費者啓発の標語を募集します。ぜひ、ご応募ください！

1. 応募できる方

- ・県内在住の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部に在籍している生徒、学生

2. 標語の内容

- ・別紙1に記載の6つのテーマ（県内若者に多発する消費者トラブル事例）から1つを選択し、トラブルの防止、被害にあった時の対処法などに関する内容の標語を作成してください。

・1人3点(3事例)まで応募できます。

3. 応募方法

- ・別紙2に必要事項を記入のうえ、学校経由でご応募ください。

- ・学校で取りまとめた作品を、郵送、FAX 又はメールにて県民生活課までご提出ください。

提出の際に、担当の先生のお名前をお知らせください。

・選考結果については、各学校へ連絡します。

・応募用紙は、県ホームページ



4. 募集期間

令和6年7月22日（月）～令和6年9月27日（金）必着

5. 入選作品の決定

- ・応募いただいた作品は、テーマごとに審査を行います。
- ・入選した作品は、県内高校3年生に配布予定の「高校生向け消費生活カレンダー」に掲載させていただく予定です。また、入選した方には作成したカレンダー及び記念品を贈呈する予定です。
※カレンダーに掲載される作品は1人につき1作品までとします。

【個人情報の取扱い】

- (1)応募者の個人情報は厳重に管理し、本募集に係る事務及び発表に関する事項以外には使用しません。
- (2)入選作品の発表及び消費生活カレンダーへの掲載にあたり、応募者の氏名、学校名、作品の説明については、原則公表します。氏名を公表したくない場合は、ニックネームも記載してください。

【その他注意事項】

- (1)募集する作品は、応募者が創作した未発表の作品とします。
- (2)応募・制作に要する費用は、応募者の負担とします。
- (3)ご提出いただいた書類は返却いたしません。
- (4)応募者は、応募事業の紹介や記録のために、主催者が応募作品を利用することを認めることとします。
- (5)入選作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は県に帰属します。ただし、応募者がウェブサイト等で、自身の作品として紹介・掲載することを制限するものではありません。
- (6)入選作品の応募者は、入選作品に関し著作者人格権を行使しないものとします。
- (7)入選作品は、消費者被害防止のための啓発活動等に使用させていただくことがあります。
- (8)応募内容や応募作品に関し、虚偽や違反などがあった場合は、入選作品の発表後でも入選を取り消し、若年層向け消費生活カレンダーへの掲載はしないことします。
- (9)次の内容に該当する又は該当する恐れがあると判断される作品は、審査対象外とします。
 - ・法令等に違反するもの
 - ・暴力的、差別的、卑猥な表現を含む又は犯罪を助長する等公序良俗に反するもの
 - ・企業、政治、宗教等の宣伝又は勧誘を意図するもの
 - ・個人、企業、団体等、他社の名誉を棄損する又はプライバシーを侵害するもの
 - ・第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的財産を侵害するもの
 - ・主催者の名誉、信用を傷つけるもの
 - ・その他、本募集の趣旨にふさわしくない表現が含まれているもの

6. お問合せ先・応募先

〒500-8570

岐阜県岐阜市薮田南2-1-1

岐阜県環境生活部県民生活課 消費生活安全係

(TEL) 058-272-1111(代)内線3020

058-272-8204(ダイヤルイン)
(FAX) 058-278-2889 (E-mail) c11261@pref.gifu.lg.jp